

Jan 2020
No. 91

迎春

2020

とちぎ法人会だより



◆発行所 公益社団法人 栃木法人会
◆発行人 会長 金子 康法
◆編集 広報委員長 小田 垣 俊 郎

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)
TEL(0282)24-3500 FAX(0282)24-3288

CONTENTS

新年のご挨拶 栃木法人会 金子会長 … ②	インターネットセミナーのご案内 … ⑫
新年のご挨拶 村上栃木税務署長 … ③	税理士会コーナー … ⑬
令和元年度納税表彰式挙行/秋のセミナーを開催 … ④	新会員のご紹介/会社名、代表 … ⑭
法人会全国大会(鳥取)に参加して/ … ⑤	者、所在地、資本金等変更の … ⑮
女性部会・青年部会活動 … ⑥	ご連絡について/平成31年度 … ⑯
会員研修会開催/税務署からのお知らせ … ⑦	会費納入のお願い … ⑰
税制改正提言活動 … ⑧	地球温暖化と台風そして企業のやるべき … ⑱
各地区会活動 … ⑨	こと(1)/e-Taxについて … ⑲
	税についての作文・標語 … ⑳



公益社団法人栃木法人会

会長 金子 康 法

新年の

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は栃木法人会の活動について、多大なるご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。先般の台風19号で被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。

昨年は改元、消費税率UPが予定通り実施されましたが、令和時代幕開けのもと景気後退なしに社会保障の充実や財政再建が進むよう願うばかりです。

晩秋には地区法人会で渋沢栄一記念館を訪ね、渋沢翁の志の一端に触れることができました。中でも「共助」の精神こそが、現在の社会に求められていると強く感じました。スポーツ界では、先のラグビーW杯で日本8強入りが掲げた「ワンチーム」は素晴らしく「共助」に通じるものであり、今夏の東京五輪に繋がるのが楽しみになります。

さて、栃木法人会は村上署長はじめ税務当局のご指導のもと、適正な申告納税を行なう税のオピ

ニオンリーダーとして、会員事業の発展と地域社会への貢献を目指し活動する経営者の団体ですが、会員への力となり納税意識の昂揚に繋がる事業の積極的な展開を重点施策としています。

具体的な活動として「消費税軽減税率制度」を含む税務研修・説明会の開催はじめ税制改正提言やインターネットを含む経営セミナー、女性部・青年部による租税教育等々、昨年も数多く実施して参りました。

会員の皆様には、こうした場を通して税務当局からご指導頂け、会員間の情報交流も深められますので、これらの機会を大いに活用頂きたく願うものです。11地区会に及ぶ法人会ネットワークを活かし、これからも魅力溢れる事業活動を展開し、更には低迷しつつある組織率を高め「税を味方に強い経営を！」を共に目指したく存じますので、よろしく願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝と事業のご発展を心から祈念申し上げますと共に、本年もより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ新年のご挨拶といたします。

新年あけまして おめでとうございます



小林副会長

令和に成りまして、法人会の活動を地域の方々に広めていきたい。

藤岡地区会長



小田垣副会長

皆様、気持ちも新たに今年も頑張りましょう！

栃木地区会長



高山副会長

環境・世相に随時対応

石橋地区会長



植原副会長

税の変化と共に会員活動の強化を望む年を目指します。

大平地区会長



江田副会長

消費増税即位成就令和2年オリンピックと勝負の年目標実現

下野地区会長

ご挨拶

栃木税務署長

村上明彦



令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人栃木法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、今年の台風19号により被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げますとともに、被災された地域の日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

貴会におかれましては、税務研修会をはじめ、各種講演会の開催、租税教室の講師派遣、税に関する絵はがきコンクールの開催等、税知識の普及や会員企業と地域社会の健全な発展のため、活発な事業活動を展開されております。こうした皆様方の活動は、広く一般に税に対する理解と関心を持っていただく上で非常に意義深いものであり、

金子会長をはじめ役員並びに会員の皆様方のご尽力に心から敬意を表する次第でございます。

また、昨年10月に導入されました、消費税率の引上げに伴う軽減税率制度につきましても、説明会の開催や各種広報など様々なご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

間もなく令和元年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。軽減税率制度の導入後、初の確定申告となることや、災害による雑損控除等の相談により、例年以上に相談会場が込み合うことが予想されます。是非とも、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用いただき、自宅等で申告書を作成し、e-Tax又は郵送により申告いただくようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展並びに会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



高田副会長

オリンピックの年です。
更なる飛躍を栃木にも

壬生地区会長



小倉副会長

発想力とアイデアで自己
変革。積極的に挑戦する
年です。

岩舟地区会長



眞瀬副会長

令和初の迎春、子年は繁
栄の年。新時代躍進の年
になるようがんばろう

野木地区会長



野原副会長

2020年東京五輪・パラリン
ピックを応援しよう！

都賀地区会長



飯沼副会長

万里一空 飛躍の年にし
ましょう。

西方地区会長



山中副会長

子年は忍耐が試される
年。法人会員が一致団結
して新時代を築こう

小山副地区会長

令和元年度 納税表彰式挙行

法人会長表彰：5名を表彰



国税長官表彰



栃木税務署長表彰

11月13日(水)、納税表彰式協議会の主催で納税表彰式が栃木商工会館において挙行された。

表彰式は、第1部では、租税教育推進校に対し、栃木税務署長感謝状の贈呈をはじめ、中学生の「税についての作文」や「税に関する高校生の作文」の入賞者への表彰授与並びに優秀作文の朗読が行われた。

続いて、第2部では、栃木税務署長表彰をはじめ栃木納税表彰式協議会構成員の税務10団体による会長表彰が行なわれた。

公益社団法人栃木法人会関係者で、栄えある表彰を受けられた方々は、次の皆様です。

国税庁長官表彰

会 長 金子 康法

租税教育推進団体に対する感謝状

栃木税務署長感謝状
公益社団法人 栃木法人会

栃木税務署長表彰

副 会 長 高山 忠則



公益社団法人 栃木法人会長表彰

公益社団法人栃木法人会長表彰

常任理事	飯沼 邦章
栃木地区会地区常任理事	平野 和正
小山地区会地区常任理事	植村 茂敏
藤岡地区会地区理事	谷津 修市
岩舟地区会地区理事	鳥山 光子

(敬称略・順不同)

秋のセミナーを開催

【税務研修会】

9月20日と10月7日の2日間、栃木と小山の会場において税務研修会を行った。

9月20日は小山と栃木の2会場にて開催。「軽減税率制度の最終確認と体験して学ぶ実務対応講座」というテーマで、公認会計士・コンサルタントの川口宏之氏を講師に迎え、消費税率引き上げ及び軽減税率制度の導入の直前対策として具体的な課題やポイントを学んだ。

10月7日は事業承継セミナーを小山会場にて開催。小嶋税理士事務所代表の小嶋公志税理士による「社長、その夢実現しましょう！納得できる事業承継」のテーマで研修が行われた。ご自身の経験をもとに事業承継や相続について詳しく説明された。

【経営セミナー】

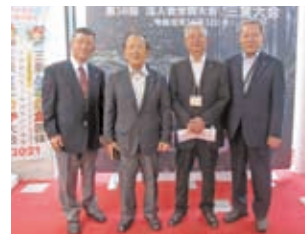
10月16日に栃木の会場にて、「女性脳！男性脳！違いがわかれば経営が変わる！」のテーマで、ターニングポイント(株)代表取締役の西田陽子氏を迎えセミナーを開催。西田氏の元気で軽快な講演と参加型の研修で楽しく学ぶことができた。



法人会全国大会(三重)に参加して

副会長 小倉久緒

10月3日～4日の日程で三重大会に参加しました。本会からは金子会長、江田副会長、山中副会長、小倉の4名です。3日朝の東京駅発名古屋行きの新幹線で移動。三重県津市の産業スポーツセンター「サオリーナ」に全国から約1700人が集まり盛大な大会となりました。三重の方々から温かく迎えていただきました。松坂牛や海の幸、和菓子など多くの産品を揃えて賑やかで熱気のある会場でした。特別講演の伊勢神宮広報課長音羽悟氏が「皇室と神宮」と題して皇位継承や即位礼、大嘗祭など令和での皇室と伊勢神宮行事の興味深いお話でした。また、主催者の宮崎由至会長の挨拶に続いて、三重県知事：鈴木英敬氏の三重県への歓迎と観光PRの挨拶。



翌日の二見興玉神社、伊勢神宮(内宮)参拝は貴重な体験でした。また、おかげ横丁では平日でも多くの観光客で大変な賑わいでした。古い町並みを整備して多くの飲食店、物産店が並び、ゆっくりと散策しながら買物、飲食ができました。各々の店が特長を持ち、外観と独特の味わいがありました。全国の商店街等から視察が多い工夫とアイデアを実感しました。関係者の皆様に心より感謝いたします。

女性部会

女性部会セミナー開催



12月6日(金)、栃木市内の会場において女性部会セミナーを開催しました。参加者は約50名。

第1部は、栃木税務署村上署長による「国の財政と消費税の役割」と題した税務研修会。参加者は熱心に耳を傾けていました。

第2部は、元南極観測隊調理人の綿貫淳子氏による「“悪魔のおにぎり”発案者!!～女性南極観測隊調理隊員が教える!『極限の栄養管理』～」と題した講演会。南極の映像とともに、講師自身の実体験をお話し下さり、大変興味深い講演でした。2度目の南極観測隊調理人にチャレンジされるということで、参加者全員元気をいただいた。



青年部会

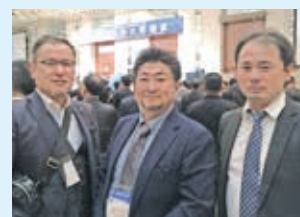
全国青年の集い(大分大会)

青年部副部長 中島正貴

令和元年11月7～8日に開催されました「第33回全国青年の集い大分大会」へ栃木法人会青年部会員4名にて参加をさせていただきました。湧きあがれ!未来を動かす熱きパワー～「豊の国おおいだ」からの第一歩～をスローガンに掲げたこの大会には、全国の青年部会員が一堂に会しました。

全国の各単位会で開催しており、青年部会活動の柱となっている子供たちへの租税教育については、地域の特色を活かした様々な先進的な取組がある事を改めて学びました。部会長ウエルカムパーティーでは大分の魅力をたっぷり堪能しながら全国の部会長と意見交換を行い、大変有意義な時間を過ごす事ができました。翌日の部会長サミットでは青年部会の新たな取り組みとなる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」～日本の未来を担う子供たちのために～の普及・浸透に向け、全国より集った部会長の皆様と意見交換を行いました。国の財政健全化を目指すため、生産性向上と収益力を強化し税収の増加に貢献する。そして、医療費の適正化により社会保障給付費の抑制を目指す。未来を担う子供たちのためのこの取組は非常に興味深いものであり、自ら実践し広く周知していく事が、今後私たち青連協の重要な役割であると強く感じました。

大分大会では、滾々と湧き出る温泉の様な熱きパワーをいただきました。この貴重な経験を我々の地元での活動に役立てて参ります。



県法連主催 会員研修会開催

去る9月10日(火)宇都宮市のホテル東日本において県法連主催の会員研修会が開催された。第1部は、関東信越国税局消費税課の加藤課長補佐より「消費税軽減税率がスタートします～現状と実務ポイントについて～」、第2部は、脳科学者である東京大学薬学部教授池谷裕二氏より「脳を知って脳を生かす」と題して講演があり、県内から約200名の参加者が集まりました。



税務署からのお知らせ

パソコンからスマホ 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- 税務署に行く手間がかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

2人に1人以上が利用

96%の方が役立つと評価

STEP 2 申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン

取付方法は画面を見てね！

IDとパスワードで送信

ID・PWが印刷

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

e-Taxで手続き完了

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」(紙)に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書作成コーナーの操作に関するご不明点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。※ お問い合わせ先は、確定申告書作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人確認すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

税制改正提言活動

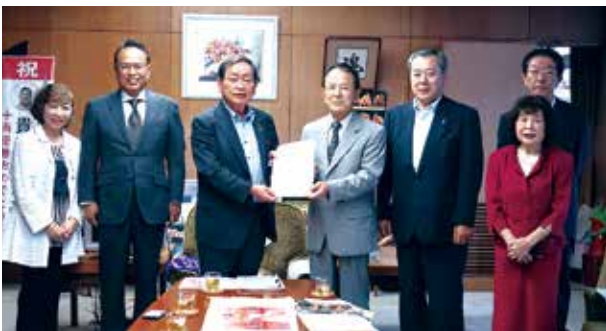
令和2年度 税制改正提言活動

「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。



左から植原副会長・小田垣副会長・大川市長・小林副会長・野原副会長

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。



左から三井常任理事・横田常任理事・大久保市長
金子会長・山中副会長・日向野監事・土屋副地区会長

令和2年度 税制改正について

景気総括判断が3年ぶりに下方修正され、実質賃金も下がり続けています。どこから見てもデフレーションですが、それでも増税すれば景気に甚大な影響を及ぼします。バブル期以降の日本のGDPは5兆米ドルを境に成長が止まっており、こんな先進国はありません。『失われた10年』を『30年』に拡大させています。（別添資料参照）消費税増税のたびに経済成長を止めて来ました。そして、金融緩和と財政赤字を続け、賃金も上がらず格差社会の拡大で、産業を衰退させてきました。国内だけに目をやるの

ではなく、国際的な視点での抜本的な税制の見直しはもとより、中小企業や事業承継等の早急な対策が必要です。令和の新時代に相応しい税制が求められます。

栃木県内の法人会は、税制改正を提言するに当たっては、毎年、会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、令和2年度の税制改正について、次のとおり提言いたします。



左から広瀬市長・江田副会長・高山副会長

1. 地方経済と中小企業の活性化
2. 財政健全化と行政改革
3. 社会保障制度の改革
4. 税のあり方と租税教育の役割
5. 当面の税制改正要望について
 - (1) 法人課税
 - (2) 個人所得課税
 - (3) 消費税
 - (4) 資産課税
 - (5) 地方税



左から佐藤常任理事・高田副会長・小菅町長・手塚理事



左から針谷理事・眞瀬副会長・眞瀬町長・長谷川常任理事

各地区会活動

(令和元年 8月～12月)

栃木 エコキャップ回収事業を実施

去る11月19日、栃木地区会女性部主管により「エコキャップの回収事業」を実施した。これは、例年社会貢献事業の一環として、回収したエコキャップをポリオワクチンに変え世界の子どもたちへ贈るためのもの。今後も、一つでも多く回収し、一人でも多くの子どもたちのために役立つよう取り組んでみたい。



小山 講演会を開催



10月23日にはメディアでも取上げられることの多い「佰食屋」の経営者、(株)minitts代表取締役の中村朱美氏を迎え、「佰食屋」の働き方革命！をテーマに講演会を開催。飲食店の常識を覆す中村氏の新しいビジネスモデルとその発想には驚かされましたが、中村氏にとっては自身の守るべきものを守る、というただ一つのぶれない軸に基づいており、みなメモを取りながら真剣に聴講していました。

藤岡 経営セミナー開催



藤岡地区会では、10月24日に薬剤師であり栄養学博士の宇田川久美子氏を講師に迎え、「経営者と従業員のストレス対処法」のテーマに経営セミナーを開催しました。

健全な経営は健康な体から!ということで薬を使わない薬剤師として、安易に薬に頼っ

て対処的な治療をするのではなく、身体の声
を聞き、心身共に健康になる方法をお話いた
だきました。軽いストレッチ運動を交えなが
ら、あっという間の2時間でした。

石橋 女性部教養講座開催

去る10月17日（木）石橋商工会アイリス
ホールにて、NPO法人まちづくりサポート
クラブ2020の健康運動実践者水沼律子氏
による「いきいきと輝くための健康講座」を
開催しました。

いつまでも健康でいられる体をつくる。を
テーマに、自宅でイスに座りながら簡単に
できる体操を実践。笑いを交えながら怪我予防
につながるトレーニングを、心地よい汗をか
きながら体を動かし、講座終了時には参加者
一同元気にお帰りになりました。

今回、10の体操のうち3つしか実践出来ま
せんでしたので、参加者からはシリーズ化を
望む声があがるなど大変好評でした。



大平 税務セミナーを開催

12月4日（水）、野川悟志氏をお招きし
て、税務セミナーを開催いたしました。「中
小企業のための会計不正への危機対応」とい
うテーマでした。講師から、不正が何故発生
するのか、どんな影響があるのか、防止方

法、見抜き方等事例を交えて説明していただ
きました。参加者からは、「やるべきチェッ
クをやって、不正を防ぎたい」と好評でし
た。



下野 事業承継セミナーを実施

去る12月5日、「待った無しの事業承継」
と題し、事業承継セミナーを実施しました。
講師に、FPサポートバンクの小峰俊雄先生
（中小企業診断士）をお招きし、事業承継が
何故、今必要なのか、事業主は何を準備しな
くてはいけないのか、事例を参考に、わかり
やすく説明をしていただきました。

事業承継には相続が関係してくることが多
く、お金に関するトラブルも発生しやすいの
で、未然に防ぐための事前準備の大切さを、
身に染みて感じる会員の方々も多く、大変有
意義な研修会となりました。



壬生 講演会と産業まつり

10月10日（木）桑野麻衣氏による「選ばれた人のコミュニケーション力」について講演会を開催しました。

初対面から好かれ、信頼されるコツとして自己紹介の仕方・表情・言葉遣いなど具体的に解説していただき有意義な時間を過ごしました。一般の参加者も多く、「素敵な講師で楽しかった。」とのお声も頂きました。

また、11月2日（土）には、みぶハイウエーパークにて壬生町総合産業まつりが開催され、事業PRのため出展いたしました。

晴天の中、来場者に下敷・小冊子の配布や租税教室のアイテムである1億円のレプリカによる重さ体験・記念撮影は恒例となり、子供からお年寄りの方まで楽しく過ごした一日となりました。

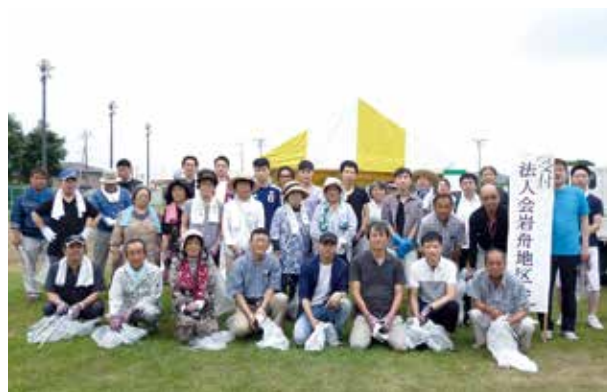


岩舟 ～社会貢献～ 清掃活動を実施

社会貢献活動として、「サマーフェスタinいわふね」開催の翌日（8月11日）の早朝より、前日の会場及び周辺清掃活動を実施しました。

予想を超えるゴミの量及びゴミの分別には苦勞しましたが、綺麗になった会場をみると、充実した事業となりました。

今回も、会員事業所から外国人研修生にもご参加いただき、例年以上の参加者となりました。



野木 税務研修会を開催

去る11月19日（火）、「事業承継の勘所」と題して、小峰俊雄氏を講師に迎え税務研修会を開催。

事業承継の現状や進め方など、実際に関わった事例をもとにお話をいただきました。参加者からは、わかりやすくとても役に立ったと好評な研修会となりました。



都賀 エコキャップ運動

都賀地区会では11月に女性部において「エコキャップ運動」を行いました。各所から回収した「エコキャップ」をワクチンにするため、洗浄し本会へ納入しました。ご協力いただいた皆様ありがとうございます。



西方 地域社会貢献活動

西方地区会では恒例の地域社会貢献活動として、8月24日（土）開催の「にしかた子ども夏祭り」及び12月8日（日）開催の「ど田舎にしかた祭り」に於いて、税の啓蒙活動と法人会のPRを行いました。参加役員が会場内を巡り、国税庁作成のe-Taxチラシや法人会作成の税に関する下敷、法人会の案内・ゴミ袋などを配布しました。



今後の法人会の主な行事予定

- | | |
|---|--|
| 1月7日(火) 署へ新年あいさつ | 2月3日(月) 事務担当者会議 |
| 1月16日(木) 広報委員会 | 2月4日(火) 栃木県女性部連絡協議会及び
絵はがきコンクール審査会 |
| 1月17日(金) 租税教室講師派遣
(大宮北小)
租税教室講師派遣
(豊田南小) | 2月7日(金) 租税教室講師派遣
(大平東小) |
| 1月22日(水) 全法連賀詞交歓会 | 2月13日(木) 青年部会主催講演会
講師：元地域土着スーパーやまと
代表取締役 小林 久氏 |
| 1月23日(木) 租税教室講師派遣
(小山第一小) | 2月21日(金) 全法連広報委員会 |
| 1月24日(金) 絵はがきコンクール審査会 | 3月18日(水) 正副会長会議
理事会 |
| 1月28日(火) 関東信越国税局幹部と県法連役員
との協議会 | 3月19日(木) 県法連総務委員会 |
| 1月30日(木) 租税教室講師派遣
(大谷南小) | |

栃木法人会よりインターネットセミナーのご案内

栃木法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://tochiho.sakura.ne.jp/>

〇〇法人会 で検索いただけます

検索欄: キーワード検索

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください
 ログインID パスワード

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID: 0707 パスワード: 3500

会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

NEW “戦後最悪”の日韓関係は今後どうなる

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
李 鍾元

お勧め 社長必見!! 会社の資金繰り

株式会社クイック・ワーカー 代表取締役税理士
富山 さつき

お勧め 中小企業のM&A
～事業承継の新しい道～

株式会社ストライク 業務推進部 会計事務所担当部長
税理士 公認会計士 中村 大相

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	心を届けるビジネスメールの基礎知識	高嶋 幸太	47分	一般経営	NEW 人生100年時代! お金の話	近藤 勇磨	63分
	物と時間の整理整頓講座	江間みはる	57分		NEW 企業がキャッシュレス化を進めるためには	高木 純	65分
	働き方改革時代に求められる組織活性化のあり方	和田 勉	63分		NEW 事業承継をスムーズに行うための 思いや理念の浸透と承継のステップ(2)	武田 斉紀	31分
	相手を不快にさせない言葉遣いの実践講座	池田 泰美	51分		地域における新しい人材と企業のあり方	白砂 祐幸	43分
	★モチベーションを無理に上げずに楽しく仕事ができる方法	中野 美加	15分		特例事業承継税制を活用し、自社株を無税で次世代経営者に譲る	佐伯 優	60分
労務	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	税務・経理	認知症で困らない! 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分		横山式シンプル・キャッシュフロー計算書でキャッシュの増減理由をつかむ	横山 悟一	64分
政治・経済	NEW ★ 令和の時代と国際社会の中の日本	井上 寿一	62分	実務家	元地域土着スーパー社長が語る地域の未来	小林 久	40分
	「令和」の新時代明治以降の改元と日本経済の変遷 後編	岡田 晃	40分		AIに負けないこれからの人づくり	篠木 雄司	53分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
 (★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは栃木法人会事務局まで **TEL:0282-24-3500**

税理士会コーナー

『どうして消費税の経理はこんなに面倒になったのか』

昨年10月1日から消費税率が10%へ引き上げられ、同時に軽減税率8%が導入された。

併せて支払手段のキャッシュレス化普及の為のキャッシュレス・ポイント還元制度もスタートした。

キャッシュレス・ポイント還元制度とは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済で買い物代金を支払った時に支払額の2%又は5%のポイントを利用者に還元するという制度で、令和2年6月まで実施される。

また、これとは別に大手の中には独自に自社ポイントを付与するところもある。

マスコミ報道によると、例えばカップラーメン1個買っても、どこの店舗で買ったか、イートインか否かで、支払額は6パターンになるという。実に複雑怪奇!!! (ちょっと大げさかな)

さて、ここまで複雑になってくると経理の方はどうしたら良いのだ、と心配になってしまう。

そんな疑問に対し国税庁は昨年11月『即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方』という長ったらしいタイトルの書面をHPへアップした。(下記参照)

簡単にまとめると

例1 キャッシュレス・ポイント還元制度の適用がある場合は「即時充当」として、下記の事例(左側)であれば「キャッシュレス還元21円」は雑収入とし、商品代金の「合計1,090円」が課税仕入れとなる。(コンビニ側にとっては、1,090円が課税売上となる。)

例2 自社ポイントを利用する場合は値引き扱いとなり、下記の事例(右側)ではポイント値引き後の「合計1,069円」が課税仕入れとなる。(コンビニ側にとっては、1,069円が課税売上となる)

自社用の電子マネー等を用意している法人数がどれくらいあるのかわからない。(個人事業者なら結構な事例数がありそうな気がする)

しかし、国税庁がわざわざHPへここまで丁寧な事例をアップしているということは、法人でも相当数の事例があるということだろうか。

ともかく、今年の6月まで我々はこの面倒な経理に付き合わなければならない。

即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方

- コンビニ等が行っている即時充当(即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法)によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。
- 消費税の課税事業者が商品を購入した際、その取引(仕入れ)について仕入税額控除を行うこととなりますが、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。
- 一方、自社ポイントのように、商品等の購入の際のポイント利用が「値引き」となる場合には、「値引き後の金額」が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。

【即時充当】

レシート 〇〇ストア			
東京都... 2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
パン	1点	550	550円
合計			1,090円
	8%割引	540円	
	(内消費税)	40円	
	10%割引	550円	
	(内消費税)	50円	
キャッシュレス還元			▲21円
交通系マネー支払		1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,090円となる(商品対価の合計額)。

【ポイント利用(値引き)】

レシート 〇〇ストア			
東京都... 2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
パン	1点	550	550円
ポイント値引き			▲21円
合計			1,069円
	8%割引	530円	
	(内消費税)	39円	
	10%割引	539円	
	(内消費税)	49円	
交通系マネー支払		1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,069円となる(値引き後の金額)。

商品等を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

新会員のご紹介

〈令和元年7月～12月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	D M 防 水	川原田町224川原田 市営住宅A708	山中浩太郎
〃	(株) 晃 南	神田町26-2	林 敦寿
小山	(株)エンターテイン	東城南2-36-15 2F	常川 朋之
〃	和 泉 基 礎	南和泉594-4	小井田裕功
〃	(同)樋口工業	中久喜1152-18	樋口 満
〃	CHEEMA TRADING(株)	立木1410-15神宮 スカイハイツ106	沼田エドワード
〃	三 共 建 物 (株)	駅東通り2-34-7	関口 忠道
〃	税理士法人 優貴会 小山本部	城東1-6-40プリム ローズヴィラ1階	野原 英明
〃	(株) 美 楓 総 業	延島1407	安田 智一
〃	(株) ア ク セ ス	千駄塚350-1	小笠原忠志
〃	(株)ドリームキーパー	間々田1377-1	秋山 周大
〃	(株) J . w o r k s	田間800-4	神田 次郎
〃	(株) 峯 翔 不 動 産	小山89-1	峯岸 英之
〃	(株) 令 和 不 動 産	神鳥谷2-10-25	北野 勝司
〃	(株) 鬼 塚	羽川146-9	鬼塚 聡

地区会	会社名	住所	代表者名
石橋	(株) 野 州 興 業	石橋790-6	野沢 徹也
〃	(株) 栄 伸 工 業	下古山3003-19	矢野伸之右
大平	福 富 工 業	真弓1592-56	福富 則之
〃	み ら い ふ (株)	伯仲1779-8	佐藤 勇蔵
下野	U R M (株)	医大前3-7-5	臼井 旭
〃	(株) ホ ー ム ワ ン	祇園3-1-1ミラセオ 自治医大プラザ1号	額賀 優貴
〃	(株)誠和アグリカルチャ	柴262-10	片山 茂
〃	和 総 農 園 (株)	柴1051-37	物江 直人
壬生	A R K (株)	本丸2-11-11	荒川 義和
〃	蕎 麦 処 み か ど	至宝1-5-10	田中 益位
〃	(株) Y E L L	幸町4-3-3	中村 悠二
〃	Dog salonわんパラ	大師町29-6	横井紀美子
野木	(株) A D V A N C E	川田387-12	大槻 宏典
〃	(有) M & A	佐川野531-3	前田 登
西方	(有) 新 栄 土 木	真名子2165-3	軽部 祥典

(一社)→ 一般社団法人 (同)→ 合同会社

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

会社名、代表者、所在地、資本金等 変更のご連絡について

会社名、代表者、所在地、資本金等の**変更**がありましたら、**法人会事務局までご連絡**ください。

TEL 0282-24-3500
FAX 0282-24-3288



変更届書

(公社)栃木法人会事務局 行

ふりがな			
法人名	(☎ - -)		
所在地			
ふりがな			
代表者名	Ⓜ		

次の事項について変更があったので通知します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 法人名			
<input type="checkbox"/> 所在地			
<input type="checkbox"/> 代表者名			
<input type="checkbox"/> T E L			
<input type="checkbox"/> F A X			
<input type="checkbox"/> 資 本 金			
<input type="checkbox"/> そ の 他			

平成31年度 会費納入のお願い

会費をまだ納入されていない会員様におかれましては、お早めにお振込み下さいますようお願いいたします。

また、口座振替のお手続きをご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

TEL 0282-24-3500

地球温暖化と台風そして企業のやるべきこと(1)

NPO法人栃木県環境カウンセラー協会 野 沢 定 雄

栃木県は自然災害に割と強いイメージを持っていましたが、昨年秋の台風19号では、あちこちの河川で氾濫が発生した、ということで栃木県が全国に知られることになってしまいました。そしてこの時期外れともいえる台風のメカニズムも報道され、多くの人が台風と地球温暖化のつながりを意識したのではないのでしょうか。

10月になっても海水温度が異常に高すぎるため発生し、巨大化して日本に近づき、広範囲に大量の雨を降らせたのです。そして恐ろしいのは、これが今後も十分にありうる、ということです。

東日本大震災後の電力不足も、太陽光発電や火力発電所の増加で“不足”という感覚がなくなり、省エネに対する真剣さも薄れてきているのであれば、今年の台風・大雨は、私たちに反省を促したのかもしれない。

“待ったなしの地球温暖化対策” 私達個人や企業は具体的にどう対処していけばいいのでしょうか。

よく言われることですが、2つの視点で活動することが大切です。一つは、地球温暖化を防止するための省エネルギー活動、二酸化炭素削減活動、といった“緩和策”、と同時に、もう一つは、万一に対しての洪水対策や渇水対策といういわゆる備えの“適応策”です。

今回はこれらについて、企業のとるべきことについてお話したいと思います。



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

**[e-Tax] なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。**

納税にはダイレクト納付が便利です!
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した予約金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付
利用届出書の提出が
必要です。
※届出書の提出から利用
可能となるまで、1か月
程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。
また、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

※メンテナンス期間があります。

**e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をする
こんなメリットが!**

- 添付書類の提出省略^(※)
- 還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は
還付を求められることがあります。

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは **イータックス** **検索**
WEBへ www.e-tax.nta.go.jp

中学生・小学生の「税についての作文・標語」

応募作品3,027点より栃木法人会長賞を贈る

栃木法人会長賞 小山市立美田中学校1年
『納税で 未来を見据える 新時代』 早乙女 実 優

栃木法人会長賞 下野市立細谷小学校6年
『その税で みんなの未来 広げよう』 上 野 乙 葉



「税に関する生徒の標語」表彰式



「税に関する児童の標語」表彰式

中学生の「税についての作文」

栃木法人会長賞 栃木市立都賀中学校2年
『フィリピンを通じて学んだ日本の税金』 相 澤 結 愛

私は夏休みにフィリピンに行きました。日本との大きな違いにとっても驚きました。

フィリピンに行く前、母が旅行中に病気や事故にあってしまった時のために海外旅行保険に入りました。日本国内やケガをした時に保険証があれば医療費は少しの負担で済み、とても助かると言っていました。海外では医療費が全額自己負担になる国もあります。普段は意識していませんでしたが、病気になってしまった時、税金で負担してくれる医療費の存在はとても重要だと思いました。しかし、世界のすべての国が日本と同じように税の仕組みが整っている訳ではないと感じたのがフィリピンへの旅行です。

フィリピンの町並みを見ていると、野犬がとても多いなと感じました。現地の人に聞くと野犬が多いため、狂犬病が多発しているそうです。現地のツアーガイドの方も、「野犬を追いかけたり、触ったり絶対にしないでください。」と言っていました。フィリピンの人は野犬がいることが日常茶飯事のように、野犬を無視しながら生活していました。しかし、私は日本の野犬を見かけたことがほとんどありません。なぜだろうと思いついてみると、日本では私たちが支払っている税金で運営されている保健所や動物保護センターで野犬を積極的に保護していたり、飼い主がペットを捨てることのないように法律が整えられていることが分かりました。

また、フィリピンの道路はとてもデコボコしていて整備されていないところが多くありました。そのため、歩道がなく人がひかれてしまいそうなほど車との距離が近く、危ないなと思いました。さらに信号が極端に少なくいつも渋滞していました。

標語入賞された他の作品は次のとおりです。

栃木税務署長賞

浅川 颯希 小山市立大谷中学校3年

『税納で 創ろう社会 描こう未来』

高山 侑暉 下野市立石橋北小学校6年

『税金で 未来の笑顔と 夢つくる』

栃木県税事務所長賞

吉光寺美礼 小山市立美田中学校1年

『税金で 変わる「未来」が そこにある』

小山市最優秀賞

生駒詩緒梨 小山市立大谷中学校3年

『理解しよう 税金の意味と 重要性』

下野市長賞

朝日 聖也 下野市立石橋小学校6年

『税金で 明るい下野 未来へつなぐ』

下野市教育長賞

高山 瑛麻 下野市立古山小学校6年

『税を知り 未来の街に 役立てる』

夜は明かりがほとんどなく、野犬がいて道路も危険なのでなるべく出歩かないよう、ガイドさんに言われました。日本では車道と歩道がきちんと整備され、信号機も多く設置されています。あたりまえのように思っていたのですが、私たちの安全のために税金が使われていることを実感しました。

以上のように、日本とは違うフィリピンの人々の生活を見て、日本はとても安心して暮らせる国なんだと思いました。最初は税に対して、支払うのが面倒だな、嫌だなと思っていましたが、今回の経験を通して、税の仕組みが整っている日本だからこそ私は安全に生活することができるのだと知りました。これから大人になって、多くの税金を支払っていくことになりますが、税を納めるということはどのような意味があるのかを正しく理解し、しっかりと税を納める大人になりたいです。

(敬称略)